

議案第三十六号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

令和七年六月十二日

港区教育委員会

令和7年6月12日
教育委員会議案資料 No. 2

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

例（案）

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第一項中「次条において」を「以下」に改める。

第十八条の五の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第十八条の六 教育委員会は、港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）

第十八条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する

ものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

4 教育委員会は、第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号に掲げる措置により確認した意向の内容を理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

付 則

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第十八条の六第一項又は第二項の規定の例により、同条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる措置を講ずることができる。

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(介護についての申出があつた場合における意向確認等)

第十八条の四 教育委員会は、職員が配偶者若しくはパートナースUPPORT関係の相手方又は二親等以内の親族が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(以下「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2・3 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第十八条の五 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第十八条の六 教育委員会は、港区職員の育児休業等に関する条例(平

(前略)

(介護についての申出があつた場合における意向確認等)

第十八条の四 教育委員会は、職員が配偶者若しくはパートナースUPPORT関係の相手方又は二親等以内の親族が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2・3 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第十八条の五 (略)

成四年港区条例第四号)第十八条第一項の措置を講ずるに当たつては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2| 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせる

ための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3| 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならぬ。

4| 教育委員会は、第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号に掲げる措置により確認した意向の内容を理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(後略)

付則

1| この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2| 教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例によ

(後略)

る改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第十八条の六第一項又は第二項の規定の例により、同条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる措置を講ずることができると。

令和7年6月12日

教育委員会議案資料 No. 2-3

教育人事企画課

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例について

審議内容

民間労働者に適用される育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正を踏まえ、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するため、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正します。

1 改正内容

(1) 妊娠又は出産等の申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する制度周知等

妊娠又は出産等について申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、次の措置を講じることを教育委員会に義務付けます。

ア 仕事と育児との両立に資する制度等（※）に関する情報提供

イ 仕事と育児との両立に資する制度等の請求等に関する意向確認

ウ 職員の子の心身の状況又は家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項の意向確認

※深夜勤務の制限、超過勤務の制限、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇、育児短時間勤務、部分休業等

(2) 意向確認事項への配慮及び不利益取扱いの禁止

(1) ウにより確認した意向への配慮（例：始業又は終業の時刻、業務量の調整）や、妊娠又は出産等の申出等を理由とした不利益取扱いの禁止を教育委員会に義務付けます。

2 施行期日

令和7年10月1日